

令和5年第4回4月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年4月7日(金) 午後3時54分から午後4時42分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、33人出席

4. 出席委員名

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 田戸岡 誠 | 2. 古坂 勇樹 | 3. 太田 善造 | 4. 三橋 衛 | 5. 工藤 育江 |
| 6. 野宮富喜子 | 7. 笠井 正己 | 8. 新岡 亮 | 9. 吉田 秀美 | 11. 葛西 勝久 |
| 12. 秋田谷廣次 | 13. 工藤しのぶ | 14. 成田 金春 | 15. 杉森 広宣 | 16. 今 輝義 |
| 17. 鎌田 誠 | 18. 福井 清光 | 20. 三橋 弘 | 21. 斉藤 鉄男 | 22. 成田 清繁 |
| 23. 長谷川一幸 | 24. 工藤 恒實 | 25. 長谷川秀樹 | 26. 小山内 壽 | 27. 藤本 正彦 |
| 28. 工藤 正樹 | 29. 稲葉 武彦 | 30. 福井二三夫 | 31. 工藤 宰 | 32. 横山 治彦 |
| 33. 山本 康樹 | 34. 神 文敏 | 36. 浅見 春樹 | 計 33人 | |

5. 欠席委員名 10. 菊池 昭二 35. 羽場 晃 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 8号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第27号 農地に該当するか否かの判断について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主査：小笠原瞳
主事：對馬拓朗 主事：一戸想永 専門員：吉田真也 計7人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第4回(4月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
いよいよ、農作業も本番に近づいてきております。農作業を始める前に、事故、怪我等、増えておりますので機械の点検等、十分に行うようお願いいたします。それと、本日、総会終了後、交流会がございますので、参加される方は遅れないようお願いいたします。

さて、本日は4月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には20番三橋弘委員、23番長谷川一幸委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 報告第 5号 | 専決処分の報告について |
| 報告第 6号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について |
| 報告第 7号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 報告第 8号 | 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について |

議案第 23 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 24 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 25 号	農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 26 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 27 号	農地に該当するか否かの判断について
議案第 28 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について

以上、報告 4 件、議案 7 件、計 11 件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 5 号専決処分の報告について」、「報告第 6 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」、「報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」、「報告第 8 号公売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について」以上 4 件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田総括主幹）

1 ページをお開き下さい。報告第 5 号について説明いたします。

つがる市農業委員会規則第 7 条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について別紙のとおり専決処分したので報告する。令和 5 年 4 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

処分理由は、令和 5 年 3 月 31 日及び令和 5 年 4 月 1 日付けで専決処分したので報告するものであります。2 ページをお願いいたします。この度の人事異動により事務局職員が異動となりましたので報告いたします。

まず、出向となる職員ですが、工藤正輝が教育委員会教育部教育総務課長補佐兼総務係長兼学校施設係長として、吉田純也が健康福祉部保護課主事として出向となりました。次に出向により任命となる職員ですが、事務局主事に對馬拓朗、新採用の事務局主事に一戸想永が事務局職員となり、私、村田が事務局内異動となりました。

また、任期更新となる再任用職員として渋谷正彦専門員、吉田真也専門員、新規の再任用職員として木村浩幸が事務局職員となっております。

ここで、新任の職員より挨拶がございます。

（對馬主事、一戸主事、木村専門員の 3 名が挨拶する）

それでは、3 ページをお開き願います。報告第 6 号について説明致します。

令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について令和 5 年度最適化活動の目標を設定したので報告します。令和 5 年 4 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。5 ページをお開きください。令和 5 年度の「最適化活動の目標」にな

っております。(1)農地の集積。①現状及び課題では、管内の農地面積14,300ha、これまでの集積面積が12,961haで、集積率は90.6%となっています。②目標ですが今年度末の集積面積13,084ha、集積率91.5%を目標とします。(2)遊休農地の解消。①現状及び課題ですが、現状、1号遊休農地面積が6.0haとなっており、②目標として緑区分の遊休農地を1.2ha解消を目標としてございます。目標達成のため、委員の皆様には農地パトロールのご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが報告第6号の説明を終わらせていただきます。

事務局報告(吉田専門員)

それでは、7ページをお開きください。

報告第7号について説明いたします。「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第7号は、7ページ、番号59番から16ページの番号78番までの20件です。解約は田が20件で面積は187,693㎡です。解約の理由はすべて合意による解約となっております。

続いて、17ページ、報告第8号について説明いたします。「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

17ページの番号4番は、2月20日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため申請し、2月の総会において買受適格者の証明がされたものです。また、番号5番と901番は、3月7日の西津軽土地改良区の公売入札に参加するため申請し、3月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、番号4番は3月10日に、番号5番と901番は3月14日に農地法第3条許可書を交付しました。

以上で報告を終わります。

議長(藤本正彦会長)

報告については、以上のとおりと致します。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第23号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田専門員)

説明に入る前に、1点訂正があります。23ページ、番号105番の木造大湯町清水88番68ですが審議しないこととなりました。ご了承ください。

それでは、18ページをお開きください。議案第23号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5

年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第23号は、18ページの92番から29ページの120番までの29件です。

内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が12件で、田が88,436㎡、畑が3,721㎡、「一般の売買」が2件で、畑が7,119㎡、「贈与」が12件で、田が31,898㎡、畑が6,287㎡、農地の「交換」が28ページ118番と119番の1組2件となっております。

また、使用貸借権設定が1件で、樹園地が1,082㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから10ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。18ページ、92番の田は総額200万円、10a当り約22万6千円、93番の畑は総額20万円、10a当り約5万4千円、94番の田は10a当り20万円、19ページ、95番と96番の田は10a当り25万円、19ページから20ページにかけての97番の田は10a当り20万円、20ページ、98番と99番、そして21ページ100番の田は10a当り28万円、21ページ、101番の田は10a当り25万円、102番の田は、10a当り30万円、22ページ、103番の田は総額276万3千円、10a当り約19万7千円、104番の畑は総額60万円、10a当り約11万円、23ページ、105番の畑は総額1万円、10a当り約6千円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結致します。これより、議案第23号を採決致します。おはかり致します。議案第23号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、2番古坂勇樹委員、29番稲葉武彦委員、36番浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(2番古坂勇樹委員、29番稲葉武彦委員、36番浅見春樹委員が退席)

事務局説明(吉田専門員)

それでは、30ページをお開きください。議案第24号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第24号は、30ページ907番と908番、31ページの909番の3件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が1件で、田が12,770㎡、「贈与」が2件で、田が1,050㎡、畑が96㎡です。別添の農地法第3条調査書11ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明いたします。30ページ、907番の田は総額400万円、10a当り約31万3千円となっております。

以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第24号の質疑を終結致します。これより、議案第24号を採決致します。おはかり致します。議案第24号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり許可することに決定致しました。2番古坂勇樹委員、29番稲葉武彦委員、36番浅見春樹委員、入室願います。

(2番古坂勇樹委員、29番稲葉武彦委員、36番浅見春樹委員が入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第25号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田専門員)

32ページをお開きください。議案第25号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり

許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号2の申請地は、稲垣町吉出の田1筆で面積が478㎡です。住宅を新築するための申請で、始末書が添付されております。今般、住宅のリフォームを行う予定で登記地目を調査したところ、昭和46年に父が敷地を十分調査しないまま建物を新築し現在まで使用していたことは、農地法に関して知識不足であるとはいえ、農地法に違反した行為であり誠に申し訳ないと深く反省しておりますとのことでした。周辺は農地や宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。13番工藤しのぶ委員、報告をお願い致します。

（13番工藤しのぶ委員、報告）

本日午前10時00分より、「32」番「横山」委員と私「13」番「工藤」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号2番の申請の場所は、つがる市北消防署稲垣分遣所より南東に約1kmに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結致します。これより、議案第25号を採決致します。おはかり致します。議案第25号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第26号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

33ページをお開きください。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号8番の申請地は、木造館岡上沢辺の畑2筆で面積が2,141㎡です。既設風力内部の機材交換のための仮設工事用地として利用するための借受人による1年間の賃貸借権設定の一時転用です。周辺は農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。13番工藤しのぶ委員、報告をお願い致します。

（13番工藤しのぶ委員、報告）

現地確認の報告をいたします。本日午前10時30分より、「32」番「横山」委員と私「13」番「工藤」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号8番の申請の場所は、木造館岡の共同開発より北西に約1.1kmに位置し、周辺は農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結致します。これより、議案第26号を採決致します。おはかり致します。議案第26号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第27号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

34ページをご覧ください。議案第27号農地に該当するか否かの判断について。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

35、36ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、畑が1筆で面積が316㎡、田が2筆で面積が303㎡です。次に36ページの森田地区、畑が1筆で面積が6,093㎡、となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、来月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。

以上で説明を終わります。

事務局説明（吉田専門員）

説明が終わりました。農業委員6名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第28号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは37ページをお開きください。議案第28号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第28号は、37ページ 番号17番から、77ページ 番号211番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が1件、面積が合計5,570㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が51件、面積が合計693,595㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が1件、面積が54,221㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が11件、畑が3件、面積が合計160,771㎡です。

議案第28号の合計としまして、田が合計64件、畑が3件、合計67件、面積が合計914,157㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が2件ありますので、番号で数えると65件になります。それでは、売買価格について説明致します。37ページをお開

きください。37ページ 番号17番の田は、10a当り 30万円です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結致します。これより、議案第28号を採決致します。おはかり致します。議案第28号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第29号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、6番工藤育江委員、12番秋田谷廣次委員、が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（6番 工藤育江委員、12番 秋田谷廣次委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第29号について説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは78ページをお開きください。議案第29号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年4月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第29号は、78ページ番号901番から、80ページ番号908番までです。内訳ですが、「公社からの売買」で、田が2件、面積が合計28,418㎡です。

次に、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が合計1,298㎡です。議案第29号の合計としまして、田が3件、面積が合計29,716㎡です。それでは、売買価格について説明致します。78ページをお開きください。78ページから79ページ

にかけての、番号901番の田は、10a当り25万円です。次に、79ページ番号902番の田は、10a当り25万円です。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結致します。これより、議案第29号を採決致します。おはかり致します。議案第29号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり決定致しました。6番工藤育江委員、12番秋田谷廣次委員、入室願います。

（6番工藤育江委員、12番秋田谷廣次委員が入室し着席）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日時 令和5年5月10日(水) 午後4時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日時 令和5年6月2日(金) 午後2時00分より
場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和5年度 つがる市農業委員会新年度交流会について（村田総括主幹）
- 2) 令和5年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田総括主幹）
- 3) 令和4年度農地事務処理状況について（成田主幹）
- 4) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件に

ついて、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第4回（4月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。